

「たかさき食品ロス^{ゼロ}協力店」登録実施要領

高崎市 市民部 市民生活課 消費生活センター

1 目的

高崎市（以下「市」という。）は、食品ロス削減のため飲食店等での食べ残しを減らす取り組みを推進する。本事業の趣旨に賛同し取り組みを実践する飲食店等を、「たかさき食品ロス^{ゼロ}協力店」（以下「協力店」という。）として登録するとともに、市民に広く紹介することで、飲食店等での食べ残しを減らし、食品ロス削減のための意識啓発を図る。

2 対象者

高崎市内で営業する飲食店等（以下「店舗」という。）とする。

3 取組内容

協力店は、下記の項目について積極的に実践する。

- (1) 小盛り、ハーフサイズメニューの設定など、利用者の要望に沿った量の提供
 - (2) 市が交付するステッカー等を店舗内外の見やすい場所へ掲示し、利用者に向けたPRの実施
 - (3) 店舗から排出するごみの減量化
 - (4) 宴会等における食べきりの呼びかけの実施
 - (5) その他、上記以外の食べ残し削減の取り組み
- ※ (1) (2) (3) … 必須の取り組み

4 登録方法

- (1) 協力店登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（様式1）を市へEメール、FAX、郵送により提出する。
- (2) 市は、申請書の内容を確認のうえ登録者名簿に記載するとともに、申請者に対してステッカー等を交付する。

5 協力店の紹介

市は協力店の取り組みをホームページで紹介する。申請者は登録申請した時点で、協力店情報をホームページへ掲載することを承諾したものとする。

6 登録の変更、中止

- (1) 協力店は、登録内容に変更が生じた場合、又はやむを得ず取り組みを中止する場合はすみやかに、登録内容変更申請書（様式2）又は登録中止申請書（様式3）を市へ提出する。なお、協力店はステッカー等の掲示をただちに取りやめる。

(2) 市は、登録内容変更申請書又は登録中止申請書の内容を確認し、登録名簿及びホームページ掲載情報の修正又は削除を行う。

7 登録の抹消

(1) 市は、協力店が要件を満たさない場合や信用を失墜する行為を行うなど、協力店として適当でないと判断した場合には、登録を抹消することができる。

(2) 登録を抹消された協力店は、速やかにステッカー等の掲示を取りやめる。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。